第78条　次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

三十　第68条第1項（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号の同条第5項、第6項、第8項いずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分を除く。）の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第80条　次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

十一　第68条第1項（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号の同条第5項、第6項、第8項いずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分に限る。）、第72項から第75項まで又は第8項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第81条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

三　第77条（第1号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第78条（前号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第79条又は第80条　各本条の罰金刑

（核燃料物質の使用等に関する規則の一部改正）

第三条　核燃料物質の使用等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の三の次に次の一条を加える。

（施設検査実施要領書）

第二条の三の二　原子力規制委員会は、第二条の二第一項及び第二項の申請書の提出を受けた場合には、第二条の三各号に掲げる事項の検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

第二条の七中「法第六十五条第一項に規定する独立行政法人原子力安全基盤機構（以下「機構」という。）の事務規程で定めるところにより、申請書を機構に提出しなければならない。」を「次の各号に掲げる事項を原子力規制委員会に提出しなければならない。ただし、第三項に定める場合は、この限りでない。」に改め、同条に次の各号を加える。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　検査を受けようとする容器又は管の種類、主要寸法、個数、最高使用圧力、最高使用温度並びに内包する放射性物質の種類及び濃度

三　溶接施行工場の名称及び所在地

四　溶接工程表

五　検査を受けようとする事項、期日及び場所

第二条の七に次の五項を加える。

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　溶接設備の種類及び容量、溶接部の設計及び溶接施行法並びに溶接を行う者の氏名を記載した溶接明細書

二　溶接の方法に関する説明書

三　検査を受けようとする容器又は管の構造図

四　溶接部の設計図

3　法第五十五条の三第一項の規定により溶接をした使用施設等であつて輸入したものの当該溶接について検査を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　検査を受けようとする容器又は管の種類、主要寸法、個数、最高使用圧力、最高使用温度並びに内包する放射性物質の種類及び濃度

三　溶接施行工場の名称及び所在地

四　溶接工程表

五　検査を受けようとする事項、期日及び場所

4　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　溶接の方法に関する説明書

二　検査を受けようとする容器又は管の構造図

三　溶接部の設計図

四　溶接（前条第七号に規定する容器又は管についての漏止め溶接を除く。）についての材料試験、開先試験、溶接作業試験、非破壊試験（次条第二号に規定する溶接部に関するものに限る。）、機械試験（同条第三号に規定する溶接部に関するものに限る。）及び耐圧試験又は漏えい試験の結果に関する資料並びに溶接後熱処理の方法に関する説明書

5　第一項若しくは第三項の申請書又は第二項若しくは前項の書類に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならない。

6　第一項又は第三項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

第二条の九の次に次の一条を加える。

（溶接検査実施要領書）

第二条の九の二　原子力規制委員会は、第二条の七第一項及び第三項の申請書の提出を受けた場合には、法第五十五条の三第一項に規定する検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

第二条の十中「機構」を「原子力規制委員会」に改める。

第六条の二第三項、第六条の三第三項及び第六条の六第二項中「副本」を「写し」に改める。

第十条中「第六十八条第七項」を「第六十八条第六項」に改める。

様式第一の三の裏面を次のように改める。

（裏　面）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

第12条　（略）

2～5　（略）

6　前項の検査に当たつては、原子力規制委員会の指定するその職員は、次に掲げる事項であつて原子力規制委員会で定めるものを行うことができる。

一　事務所又は工場若しくは事業所への立ち入り

二　帳簿、書類その他必要な物件の検査

三　関係者に対する質問

四　核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさせること。

7　前項第1号の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

8　第6項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第56条の3　（略）

2～4　（略）

5　使用者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、前項の規定の遵守の状況について、原子力規制委員会が定期に行う検査を受けなければならない。